

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部  
を改正する条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部  
を改正する条例

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成 26 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人シーズネットの項中「平成 26 年 1 月 1 日から平成 31 年 5 月 29 日まで」を「平成 31 年 5 月 30 日から平成 36 年 5 月 29 日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人シーズネットの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、同日後も、なおその効力を有する。

（理 由）

地方税法及び札幌市税条例の規定による個人市民税の控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人について、寄附金が控除の対象となる期間を更新するため、本案を提出する。